# 「女性活躍および次世代育成に関する行動計画」の策定について

当法人では、職員の仕事と生活の両立と、女性の十分な能力発揮を目的に、それぞれ 2019 年度から2022 年 3 月末までの一般事業主行動計画を下記のとおり策定しましたので、お知らせします。

### ■女性活躍推進法に基づく行動計画

#### 1 一般事業主行動計画の計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日(平成31年4月1日から令和4年3月31日)までの3年間

## 2 目標と取り組み内容

目標 行動計画期間中に、エリア常勤職採用者に占める女性の割合を50パーセント以上とする

#### 取り組み内容

- ・求職者向け法人案内等で、勤務地等限定職員制度の積極的広報
- ・法人広報誌などでの、非常勤職員からエリア常勤職員(勤務地等限定職員)への転換制度の積極的広報

### ■次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

#### 1 一般事業主行動計画の計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日(平成31年4月1日から令和4年3月31日)までの3年間

#### 2 目標と取り組み内容

目標 1 2020 年 4 月までに、三歳以上の子を養育する職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

#### 取り組み内容

- ・2019 年 10 月~ 職員へのアンケート調査、検討開始
- -2020 年 4月~ 制度の導入、法人広報誌などによる職員への周知

|目標 2| 2020年4月までに、妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

#### 取り組み内容

- -2019年12月~ 相談窓口の設置について検討、相談員の人選及び研修
- -2020年 4月~ 相談窓口の設置について職員への周知

#### ■女性の活躍に関する公表情報

#### 〇採用した労働者に占める女性労働者の割合: 70% (令和2年3月現在)

\*上記における雇用区分別数値

(区分)	(男性)	(女性)
•常勤職員	44%	56%
・エリア常勤職員	60%	40%
•非常勤職員	24%	76%